

市第 182 号議案

横浜市子ども・子育て会議条例の一部改正

横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

横浜市子ども・子育て会議条例（平成25年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項及び」を「第77条第1項、」に、「第25条」を「第25条等」に改める。

第2条に次の1号を加える。

- (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

第2条に次の1項を加える。

- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（委員の任期の特例）

- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成27年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(横浜市附属機関設置条例の一部改正)

- 2 横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

横浜マイスター選考委員会	横浜市に在住し、卓越した技能等を有する技能職者に授与する称号である横浜マイスターの授与者の選考についての審議に関する事務	10人以内
横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第 8 条第 1 項の規定に基づく横浜市次世代育成支援行動計画の策定及び当該計画の推進に係る評価についての調査審議に関する事務	25人以内

を

横浜マイスター選考委員会	横浜市に在住し、卓越した技能等を有する技能職者に授与する称号である横浜マイスターの授与者	10人以内
--------------	--	-------

	の選考についての審議に関する事務	
--	------------------	--

」

に改める。

提 案 理 由

横浜市子ども・子育て会議の所掌事務を変更する等のため、横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市子ども・子育て会議条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 77 条第 1 項、第 77 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 25 条等第 25 条の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 第 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 平 成 27 年 4 月 1 日 に 任 命 さ れ る 委 員
の 任 期 は 、 第 4 条 第 1 項 本 文 の 規 定 に か か わ ら ず 、 同 日 か ら 平 成
28 年 10 月 31 日 ま で と す る 。

横 浜 市 附 属 機 関 設 置 条 例 (抜 粋)

(上 段 改 正 案)
(下 段 現 行)

別 表 (第 2 条 、 第 3 条 第 1 項)

執 行 機 関	附 属 機 関	担 任 事 務	委 員 の 定 数
市 長	(省 略)		
	横 浜 マ イ ス タ ー 選 考 委 員 会	横 浜 市 に 在 住 し 、 卓 越 し た 技 能 等 を 有 す る 技 能 職 者 に 授 与 す る 称 号 で あ る 横 浜 マ イ ス タ ー の 授 与 者 の 選 考 に つ い て の 審 議 に 関 す る 事 務	10 人 以 内
	横 浜 市 次 世 代 育 成 支 援 行 動 計 画 推 進 協 議 会	次 世 代 育 成 支 援 対 策 推 進 法 (平 成 15 年 法 律 第 120 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 横 浜 市 次 世 代 育 成 支 援 行 動 計 画 の 策 定 及 び 当 該 計 画 の 推 進 に 係 る 評 価 に つ い て の 調 査 審 議 に 関 す る 事 務	25 人 以 内
(省 略)			